

# 東日本大震災の 復興支援活動



内田尚子氏提供(陸前高田市)

2011年(平成23年)3月11日14時46分、日本の太平洋三陸沖を震源として、マグニチュード9.0という、日本の観測史上最大の大地震が発生し、東日本を中心に甚大な被害をもたらしました。

この地震は、その直後に発生した三陸沿岸をはじめとする津波被害によって、極めて多くの死者・行方不明者を出すとともに、甚大な被害を生じさせました。

航空写真での分析によると、津波により浸水した面積は延べ約400平方キロメートルに及び、その惨状は目を覆うばかりです。

さらに、この津波のために、福島第一原発1・2・3号機が電源喪失したことによって燃料棒に対する継続的な注水冷却機能を喪失し、原子力緊急事態宣言が発令され、周辺住民に避難命令が出され、その後も沈静化の動きが見えない事態に至っています。

このような未曾有の大災害に対して、日弁連は地震発生当時に災害対策本部が設置されて直ちに動き出すとともに、大阪をはじめ全国の弁護士会が、一致協力して被災者及び被災地会の支援に動き出しました。

この特集は、震災後の1ヶ月間の動きについて、緊急に組んだものです。会員の皆様に、これまでの動きをお知らせするとともに、引き続いての支援をお願いするものであります。

# I 東日本大震災に対する 日弁連の動き

副会長 増市 徹

東日本大震災は、まさに未曾有の大災害であり、これに対しては各単位弁護士会がバラバラに動くのではなく、全国の弁護士会が一致協力して事にあたるのが要請されます。その意味で重要なのは、日弁連です。以下、震災発生後における日弁連の活動の概略を述べてみましょう。

## 1 災害対策本部の設置、安否確認

地震発生当日の3月11日、災害対策本部が設置され、第1回会議が開催されました。そして翌12日には第2回会議と、精力的に会議が重ねられました。3月12日に会長談話、同月14日に義援金募集を開始。このほか、会員の安否確認に力を入れ、1週間後の3月18日に仙台弁護士会の会員全員の無事が確認されたのをはじめ、最終的には**全会員の無事が確認**されました。

## 2 Q&Aの作成、配布

関弁連編「Q & A 災害時の法律実務ハンドブック」(新日本法規)を全頁PDF化して会員の閲覧に供するとともに、津波、原発事故に伴うQ & Aを災害対策本部員において新たに作成し、3月23日にこれを完成させて、東京での電話相談の開始に間に合わせました。このほか、「**災害対策マニュアル**」を各単位会に配布しました。

## 3 情報交換メーリングリスト

3月14日、災害対策本部員の発案により、東日本大震災に関心のある弁護士であれば誰でも加入することのできる「**東日本大震災弁護士情報交換メーリングリスト**」が設置されました。当初は加入者十数名でのスタートでしたが、4月8日現在加入者は1500人を超え、質問とこれに対する回答あり、情

報提供あり、報告記事ありと、情報の宝庫といえるものに成長しています。

## 4 研修のeラーニング化

3月23日に行われた、日弁連と東京三会の共催による研修会「震災時における法律相談」(講師 津久井進、森川憲治)は、Ustreamによりライブ中継がなされ、その後eラーニング化されました。また、4月2日に行われた、大阪弁護士会主催の緊急学習会「被災者の生活再建支援と生活保護法・災害法制の役割と課題」もeラーニング化され、全国の弁護士が視聴できるに至っています。

## 5 災害対策本部員の現地入り

3月31日から4月2日にかけて、災害対策本部員が秋田、岩手、仙台を訪問し、現地視察を行うとともに、地元会員との間で意見交換を行いました。この時に、岩手から支援要請がなされ、大阪からも岩手へと弁護士が派遣されることになったのです。なお、4月6日には、宇都宮災害対策本部長が現地入りしました。

## 6 立法提言へ向けての活動

現在、災害対策本部では、一部の本部員が、政党の勉強会に参加するなどして、問題に対する理解を深め、対策本部としての提言をまとめるべく準備中です。

# II 大阪弁護士会の1ヶ月間の動き

災害復興支援委員会 委員長(平成22年度副会長) 三木 秀夫

1 平成23年3月11日(金)午後2時46分、東日本大震災が発生。未曾有の大災害となりました。この日以降の、大阪弁護士会の取組の概略をご報告いたします。



内田尚子氏提供(田老町)

**2** 金子会長（当時）が、日弁連で上京中に被災し、その日は帰阪ができませんでしたが、連絡を取りつつ準備を行い、3月14日（月）には、以下のことを決定しました。

- (1) 東日本大震災についての緊急会長談話の発表
- (2) 当会会員の安否確認
- (3) 義捐金の募集

安否確認では、仙台にいて帰阪に困難をきたした会員や、東京で足止めをくって臨時避難所で一夜を明かした会員などがいましたが、全員の無事が確認できました。義捐金も要請した途端に、多くの会員から反応を頂きました。さらに、災害復興支援委員会の緊急立ち上げ、被災地会及び日弁連の情報収集、震災関連資料等の収集と提供、研修の実施に取り組んでいくことにしました。この際の基本方針は、日弁連の全国弁護士会災害復興の支援に関する規程にあるとおり、被災地弁護士会からの要請を受けて行動することを基本としつつ、当会として独自に取り組めるものについては積極的に実施することとしました。

**3** 3月16日（水）に緊急で災害復興支援委員会（正式には準備会）を開催しました。これ以降の正式発足後を含め4月末まで計5回の開催です（予定含む）。翌17日（木）には、近弁連管内会長等の情報交換会を実施しました。

**4** その後、会館での被災者向け無料相談を開始することを決め、人員調整を重ねた上で、3月28日（月）からスタートしました。これは、関西方面への避難者が増えつつあり、また、被災者の親族等による代理相談のニーズもあると判断したためです。平日毎日午後1時から4時までで、毎日1名の担当を当てて対応しています。対象となる被災者ご本人やご親族および知人の方々が来訪されています。（予約電話：06-6364-1248）



内田尚子氏提供(陸前高田市)

## 5 4月5日(火)電話相談の開始

被災地会及び東京三会が電話相談を開始していたため、状況を見ていましたが、さらに大阪でも開始するのが相当と判断しました。番号はフリーダイヤル **0120-062545** です。研修を受けられた会員を中心に毎日2名の弁護士に担当して頂き、**平日午後1時から5時まで**で、対象者は面談相談と同じです。被災地からも含め、毎日多くの相談が寄せられています。

## 6 岩手弁護士会からの支援要請

新千歳と伊丹空港に花巻行きの航空便があることから、4月4日(月)に、同弁護士会から、札幌弁護士会と兵庫県及び当会に支援要請が届きました。要請内容は、三陸方面の避難所等での**巡回法律相談**に、4月11日(月)以降、岩手会員とチームを組んで行うというものです。大阪と兵庫からは、それぞれ毎日1名を出すことになりました。緊急な要請で情報も錯綜していたため、まずは支援委員会で人員を確保することにしたところ、初日の11日、12日は金子前会長が手を挙げてくださいました。私も16日、17日を担当するなど、幾日かの担当を確保した上で、なお不足するため、4月6日(水)に全会員に募集をした

ところ、非常に多くの会員から応募をいただきました。4月中は延べ20名の派遣を行います。5月以降については、地元会の要請待ちの状況です。

## 7 意見書その他

4月7日に、被災者の生活再建に係る関係法規の運用改善及び法改正に関する**緊急意見書**を常議員会の承認を得て発表しました。これ以外に、義捐金の送金、研修の実施等を行いました。別稿をご参照ください。今後は大阪府内に避難された方々への出張相談も実施する予定です。以上、震災から1カ月になる4月11日時点での報告でした。

## III 震災前の規則制定経緯、研修状況、参考資料

災害復興支援委員会 副委員長(平成22年度副会長) 森本 宏

### 第1 災害復興支援委員会の成り立ち

1 大阪弁護士会は、遡ること約5年前の平成17年3月の臨時総会において、「大阪弁護士会災害復

興の支援等に関する規程」を可決いたしました。これは、日弁連の「全国弁護士会災害復興の支援に関する規程」に基づき、本会の地域内で災害が発生し、支援を必要とする場合においては日弁連、近弁連等に対して支援要請を行うとともに、他の地域で災害が発生した場合においては当該被災地域に存する弁護士会の活動を支援するために、情報交換、連絡等のルールを定めることにより、被災地域に居住する市民等の法的需要に応え、円滑な災害復興活動の遂行に寄与することを目的とするものです。

2 その後、上記規程に基づく災害復興支援委員会の立ち上げがなされないままだったようですが、平成22年度執行部（金子執行部）では、いざと言うための準備しておくべきであると考え、「災害復興の支援等に関する規則」を作りました。

同規則では、本会が日弁連や他単位会から支援要請を受ける場合に備え、予め本会に災害復興支援委員会を設置すること、同委員会にて支援要請の可否、要請する支援の範囲及び内容を検討すること、平常時から日弁連・官公署等との災害時の協力体制の構築すること等の活動を行なうことが内容となっています。この規則は本年の3月1日の常議員会で可決しました。合わせて、その日は、当会が被災をした場合の「災害対策本部設置に関する規則」も制定しています。その時点では、今回のような大震災が近づいていることは、誰もが予想していませんでした。

3 その10日後の3月11日（金）に東日本大震災が発生し、東北、関東等では地震、津波、火災による甚大な被害が発生し、また、この大震災に起因して福島原子力発電所の事故も発生し、今なお多くの市民が避難生活を強いられ、復興の見通しの立たない状況にあります。

金子執行部では、地震発生後直ちに、関連委員会の協力を得て、3月16日に災害復興支援委員会の第1回準備会を開催しました。同会議では、過去の阪神・

淡路大震災（1995年）、中越地震（2004年）における支援内容を検証し、今回はどのような支援方策がとれるのか検討し、支援策が提案されましたので、**4月を待たずに各委員会と連携を図り、具体化に向けて動き出すこと**にしました。

また、同委員会の委員定数は、当初10名以内としていましたが、今後の支援活動を考えると、直ちに増員する必要があると考え、10名以上と改めるとともに、同委員会を構成する委員会等も、「司法委員会」、「消費者保護委員会」、「貧困・生活再建問題対策本部」を加える旨の改正を3月23日の常議員会で行いました。

## 第2 災害復興支援委員会の企画する震災関係の研修

今回の3月11日の東北地方太平洋沖地震を受けて、東京三会と日弁連は3月23日（水）午後7時～午後8時30分「震災時における法律相談」と題して緊急対策研修会を開催いたしました。研修会の内容は、「激甚災害時の法律相談とその特徴」講師 森川憲二 会員（兵庫県弁護士会）と「災害時の法律相談の基礎知識」講師 津久井 進 会員（兵庫県弁護士会）でした。この研修は、Ustreamで配信され、同時刻に大阪弁護士会でも同時に配信されましたが、更に、3月25日午後6時からと4月4日の午後6時から2回にわたり、大阪弁護士会で録画再生にて研修が行われました。現在は、日弁連のHPの研修総合サイトのeラーニングにて、無料で受講できるような体制になっています。

また、貧困・生活再建対策本部が主催した「被災者の生活再建支援と生活保護法・災害法制の役割と課題 ～阪神・淡路大震災の経験を踏まえて～」と題する研修も4月2日に開催されました。これも直ぐに日弁連のHPの研修総合サイトのeラーニングにUPされ、無料で受講できるようになっています。

（いずれもアドレス <http://kenshu.nichibenren.or.jp/elearning/>）

被災地に派遣される相談担当弁護士や今後大阪で行われる被災者向け相談を担当しようとする方は、原

則としてこれらの研修を受講していることが望ましいとされていますので、積極的に受講してください。

また、「震災時における法律相談」の研修は、いわゆる適格認定を受けていますので、HP (eラーニング) で受講された後に所定の (200 字以上) の研修レポートを提出していただくと、継続研修の単位を取得できます。

## IV 無料相談、電話相談

### 1 被災者のために

災害復興支援委員会 副委員長 木口 充

東日本大震災の被災者の方を対象に、大阪弁護士会でも**無料電話法律相談**を4月5日からスタートしました。それに先立ち、主に関西地方に避難されている方、あるいは、被災地に親族、友人がおられる方で大阪に居住されている方を対象に、**来館相談**を3月28日からスタートしました。

来館相談は、4月6日現在で7件の相談に対し、電話による相談は、初日が13件、4月6日の2日目が19件、4月7日の3日目が12件でした。**被災地あるいは避難先からの電話相談**がほとんどで、新聞記事を見て電話されてこられた方が多くいました。また、被災地の弁護士会でも電話相談がされているものの、電話がなかなかつながらず、大阪にかけたという方もおられました。

今回の震災相談での特徴として、阪神大震災のときにはなかった**原発**に関する被害相談、**津波**による被害の相談があげられます。

初日に私が受けた相談の一つに、福島原発から20～30km圏の屋内退避地区にアパートを借りているが、現在は妻の実家のある千葉県に避難している。家賃は支払う必要があるのかといったものがありました。アパートに張り紙をして、家主さんには避難先がわかるようにしているが、連絡が無く、どうすればいいのかというものでした。

また、地震前に亡くなった義父名義の土地に義理

の弟がローンを組んで家を建てている。ローンはどうなるか、といったもの。車をローンを組んで購入して、整備のために業者に預けていたが、津波で流された。ローンはどうなるか。業者に損害賠償請求できるか。といったようなものもありました。他には、仙台市の分譲マンションで被災した。地震で家具が転倒し、洗濯機も転倒した。そのため、階下の居室に水漏れが生じ、損害賠償請求をうけている。賠償義務はあるか。というものでした。

私が受けた相談はいずれも被災地あるいは、千葉県に避難されている方からで、法的問題に関するもので行政支援に関する問い合わせはありませんでした。

しかし、震災相談にあたっては、単に法的見解を伝えるだけではなく、**被災者の方に必要な行政支援に関する情報を提供する必要性**が極めて高いように思います。今後、大阪府下や大阪市に避難されている方が多く集まるところに出向き、出張相談に応じる機会がでてくると思います。現在、弁護士会の相談室には、各種融資・行政支援の内容、問い合わせ先、被災者生活再建支援法に関する資料等は備え置かれていますが、行政、現地の情報をとりまとめて、相談弁護士に提供する必要があるように思います。

そして、何よりも、相談にあたる弁護士の心構えとして、電話の先に、自身に何の罪がないにもかかわらず、今の生活に困って助けを求めている人がいる、との思いをもって対応する必要があると思います。紋切り型の回答ではなく、たとえ一つでも、**なんらかの情報提供、安心が与えられるように**。

### 2 震災法律相談での「正解」

災害復興支援委員会 委員(平成22年度副会長) 高橋 司

「私の土地に勝手に置かれている他人の自動車を撤去してもよいですか。」

これに対する「正解」は、「勝手に撤去する自力救済は禁止されています。持ち主を捜して交渉をして、だめならば裁判所での手続が必要です。」でしょうか。しかし、この「正解」は、東日本大震災の現場では通用しそうもありません。地域によっては、

裁判所の支部自体が倒壊しています。がれきなどは自分で撤去してよいでしょうが、他人の家が流されて来ている場合はどうか、金庫はどうか、アルバムならどうかなど、実に難しい問題があります。

無料電話相談の初日の前半を、木口充会員とともに急遽担当しました。震災の被災者の方の役に立つ回答を法律の中から見つけられるかが最も心配でした。幸い、お電話をいただいた方にある程度満足いただける回答ができたようです。事前に全国紙で報道があったためか、初日から13件の相談と盛況であり、被災地からと思われる相談も多くありました。相談の様子がニュースで報じられたことなどから、翌日以降もコンスタントに電話がかかっています。

震災関連の相談の特徴として、上記のような「現実」を踏まえての解決ということのほか、**行政の支援策についての相談が多い**という点もあります。詳細は難しくても、基本的なことを知っておく必要があります。また、阪神・淡路大震災との違いを感じることもあります。その後の立法や裁判例を知っておく必要がありますし、津波や原発、さらには計画停電に関する質問もあります。また、借地借家に関する相談が阪神・淡路

のときと比較して少なく、所有建物についての相談が多いようで、地域性が感じられます。例えば、流されて滅失した家のローンが残るのかといった質問です。「**保険でのカバーがない限り残ります**」というのがやはり「**正解**」ですが、果たしてそう答えるのがよいのか、という声が、**災害復興に関わる全国の弁護士のMLに流れていました**。今後の立法での解決可能性もあわせて示唆するべきではないか、という意見です。どのように言うか、難しい問題です。そこから現実の立法に結びつけていくことも重要だと思います。

特に電話相談の場合、その場で解決できる法律問題はそれほど多くありません。しかし、なんらかの「答え」や「光明」を提供したいと思います。

法律相談はまだまだ必要です。今後は、例えばマンション建て替え等の問題も出てくるでしょう。多くの会員に参加していただきたいと思います。**ぜひ研修（日弁連での津久井進会員の研修は特にお勧めです。今からでも視聴できます。詳しくは森本副委員長が書いた記事をご覧ください。）や資料（弁護士会や出版社のHPで多くのものが入手可能です）で準備をしたうえで、協力してほしいと思います。**



内田尚子氏提供(大船渡市)

## V 現地相談会報告

### 岩手の被災地の最前線へ(山田町・宮古市報告)

災害復興支援委員会 委員(平成22年度会長) 金子 武 嗣

東日本大震災から1ヶ月、大阪弁護士会は岩手弁護士会の要請で弁護士を派遣しました。私が最初の派遣者となり、4月11日と12日が法律相談担当日です。

岩手弁護士会では、沿岸で被害をうけた山田町、宮古市、大鉦町、釜石市、大船渡市、陸前高田市に巡回で法律相談をしてきました。考えてみると、岩手県は四国4県とほぼ同じ広さがあるのです。そこにたった81名の弁護士です。震災後1ヶ月、その人数ではとても対応が困難なために、交通の便のいい札幌、秋田、青森、函館、そして伊丹からの便のある関西(大阪・兵庫)に弁護士派遣を求めたものでした。

前日(10日)に盛岡へ入りました。昨年10月に日弁連人権大会に行って以来でした。大阪で食料を買い求めリュックに詰め込んでみましたが、盛岡市内は建物内被害はあったようですが回復も早く、コンビニでも食料は手に入りました。

初日、4月11日(月)午前7時半に盛岡駅前に集合し、行き先は山田町の山田北小学校でした。車で3時間以上かかります。岩手弁護士会の長谷川大さんの運転の車で、盛岡から沿岸の宮古市まで、まだ雪も残り寒々とした北上高地を越えて行きます。海が見えるようになると風景は一変しました。海辺を中心に津波で破壊された家・店舗・車などガレキの山が道路の両側に続きます。山側の相当高いところまで津波が押し寄せた形跡が見られ、道路脇の木々には漁具が引っかかっていました。

宮古市から山田町に入りました。山田町は死者533名、行方不明者378名、避難者数3491名です(4月10日現在)。山田北小学校は、山田町の北、山側にありましたが、そのグラウンドまで津波が押し寄せました。グラウンドに立つと、その前面には、今は整理され道がありますが、ガレキの山が海辺まで続きます。多くの

死者・行方不明者の存在、ガレキの山を目の前にして、なんともいえない思いにかられます。講堂は避難の人たちの住居となっており、担当の私と房川樹芳さん(前札幌弁護士会会長)とは、教室をお借りしての相談です。平日の昼、自宅のあった場所に帰られていたためか、相談は思ったよりも少なく、2人で8件でした。まず相談者から、大地震・大津波の話を聞きます。鬼気迫る話です。相談内容は、兄夫婦(子どもがいない)が行方不明で相続はどうなるか、罹災証明はどうしたらいいのか、支援金はいくらでどのようにもらえるか、解雇され失業保険はどうなるか、経営者がなくなったかどうかなどでした。



金子武嗣撮影(宮古市)

午後1時51分、まだまだ余震（震源地は福島で4）が続きます。午後5時すぎ、私たちが引き揚げようとする時にも大きな余震があり、講堂がガタガタ揺れました。桜が満開の大阪と違って、まだ肌寒い被災地です。小雨も降り出しました。しかし、教室前の廊下では、ボランティアが被災者の散髪をされており、笑い声が聞こえたのが印象的でした。1ヶ月目の地震発生時刻の午後2時46分に役場のサイレンが鳴り、私も教室で一人黙祷をしました。

2日目、4月12日（火）、この日は宮古市の宮古小学校です。午後1時からなので、集合は午前9時です。岩手弁護士会の山中俊介さんの車に乗せていただき、



昨日と同様に北上高地を超えます。

宮古市は、死者394名、行方不明者1301名、避難者数4063名です（4月10日現在）。ただ、宮古市は、津波が来ましたが、地域的な偏りがあり、中心街は宮古駅周辺まで水につかったけれど、壊滅的被害をうけた海沿いの田老港や市役所周辺の築地地区などと、被害を免れたところがはっきり分かれているのが特徴です。私が相談に行った宮古小学校は被災を免れたところですが、担当は函館弁護士会の窪田良弘会長との2人です。相談は少なく4件でした。ただ、罹災証明で住宅が全壊又は大規模半壊の場合に給付される支援金（最高300万円）の請求すら知らない被災者がいて、**広報の必要性を痛感**しました。

相談の合間に、被災地の調査に行きました。宮古小学校から歩いて5分もしない閉伊（へい）街道を海側に行くと、突然津波に襲われた商店街が現れました。シャッターやショーウィンドウが無残にこわされ、また家屋が倒壊した残骸や、一階が潰れた建物、建物はある中がぐちゃぐちゃに崩壊した店舗・住宅が続きます。ガレキの撤去は比較的進んでいますが、信号は復旧していません。宮古市役所は高さが約5～6mの頑丈な堤防のそばにあるのですが、長さ5～10mぐらいの大きな船が市役所近くの道路端のあちこちに残っていました。数えただけで4艘もありました。これが津波とともに堤防を越えてやってきたかと思うと背筋がぞーっとします。田老地区では約10mの二重の堤防を大津波が易々と乗り越え、被災者を襲ったということです。想像するだに恐怖を覚えます。

死と生、そして少しの差で被害を分けたものは何だったのか…。複雑な思いで学校に戻ると、子どもたちが縄跳びで遊んでいて、その陽気な明るい声に未来への光明を見る思いでした。

私の相談は3泊4日と短いものでした。岩手弁護士会の熱意を感じるとともに、大阪からもできるだけ多くの会員が被災地を訪れ、被害を肌で感じ、その中から被災者のためにできることを考えてほしいと切に思いました。